

第3回 赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

1 開催日時 令和2年10月29日(木) 午後1時30分～午後3時15分

2 開催場所 赤穂市総合福祉会館 3階集会室

3 出席者

(1) 委員

中村委員、渡邊委員、柿本委員、赤井委員、金戸委員、一瀬委員、近平委員、古森委員、川島委員、水田委員、亀井委員、平岡委員、睦谷委員、大西委員

(2) 事務局

健康福祉部：柳生部長

社会福祉課：丸尾課長、いきがい福祉総務係：山内係長

保健センター：日笠課長

地域包括支援センター：山本課長、三上係長

商工課：高見課長

スポーツ推進課：笠原課長

中央公民館：山野館長

医療介護課：溝田課長、介護保険係：玉石係長、阿部主査

(3) 支援事業者

ジェイエムシー(株)

4 報告事項

(1) 第8期計画(素案)第3章について

5 協議事項

(1) 第8期計画(素案)第4章について

6 議事録

1. 開会

事務局 それでは定刻となりましたので、ただ今から第3回赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開催させていただきます。
始めに、本日の配布資料を確認させていただきます。

【資料の確認】

2. 開会あいさつ

委員長 皆さん、こんにちは。今日の会議ですが、これまでこの会議では、ニーズ調査であるとか、この計画についての基本的な考え方を確認してきました。今日はそれらのニーズや考え方を根拠にして、具体的に高齢者の保健福祉並びに介護保険事業について、どのようなことをするのかを審議する場、ある意味では一番大事な会議になるかと思っておりますので、皆さんの忌憚のないご意見をどうぞよろしくお願いいたします。
それでは、会議はお手元の次第に従いまして進めていきたいと思っております。
まず始めに、委員の出席状況について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 現在、出席者は委員16名中14名の出席をいただいております。

委員長 報告のとおり過半数以上の委員の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることを宣言いたします。

3. 報告事項

委員長 それでは報告事項・協議事項に入ります。円滑な議事進行にどうぞご協力よろしくをお願いいたします。

まず始めに、本委員会は会議運営要領第4条の規定により会議は原則公開としております。事務局より、本日の傍聴について報告をお願いします。

事務局 本日傍聴者は2名です。それではご入場いただきます。

【傍聴者入場】

報告事項（1）第8期計画（素案）第3章について

委員長 それでは、まず報告事項についてから始めます。
第8期計画（素案）第3章について、事務局より説明をお願いいたします。なお、説明項目が多くありますのでポイントを絞って説明をお願いできればと思います。

【事務局より資料説明】

委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

【委員より質問・意見等なし】

委員長 よろしいでしょうか。では、特にないようですので進めたいと思います。

協議事項（１）第８期計画（素案）第４章について

委員長 次に協議事項の第８期計画（素案）第４章について、事務局の説明をお願いいたします。

【事務局より資料説明】

委員長 ただ今の説明について、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。なお、質問の際は該当のページ番号をお示しください。お願いします。

委員 ４６ページの福祉避難所の基本開設フローについて、ハザードマップでのリスクのある場所、ない場所ということで計画しているのでしょうか。福祉避難所のうち総合福祉会館は、千種川に大変近いのですが、大丈夫でしょうか。

それともう１点、６７ページ「日頃から介護事業所と連携し、防災・感染症対策を促します」と書いていますが、介護事業所で、例えば新型コロナウイルス感染症の感染があった場合、具体的にどのような状態の際に、どのような順番で、どのように対応するのかということをお教えください。

委員長 はい、以上２点について、説明をお願いします。最初は４６ページの福祉避難所についてですね。

事務局 福祉避難所についてですが、災害時に高齢者や障害のある人など、何らかの配慮を必要とする人が避難する施設になっておりますが、必要に応じて開設されるものであり、基本的に最初から開設することは想定されていません。ですので、それぞれの災害、それぞれの状況に応じまして開設の判断がなされるものとなっております。

委員 としますと、災害の内容として千種川が氾濫するような災害でなければ、総合福祉会館も福祉避難所になるという理解でいいのでしょうか。

事務局 はい。まずは市指定の一般の避難所、公民館や学校などが一次避難所でありますので、そちらを開設して、その後必要に応じて開設するものとなりますので、福祉避難所はあくまで二次的に開設されるものということになります。

委員長 まず、１点目に関しては今の説明でよろしいでしょうか。

では、２点目が６７ページについて、例えば新型コロナウイルス感染症の感染があった場合、具体的にどのような動きになるのかということでしたね。

事務局 事業所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合については、まず県から市に連絡が入り、介護保険の担当部局に連絡が入ります。消毒等に関しては、まずは県が主導になって対応しますので、そこを後方支援するというかたちで、市の福祉部局が事業所と県との間にはいつて支援していくことになります。その後の事業継続の支援については、基本的には県の協ルスキームに沿った事業の継続の支援体制整備がありますので、それに従って市も同じように支援を行うかたちになります。

委員長 要は県の主導で進めるということ、状況によって主導内容は変わってくるであろうということですね。ただ、例えば、具体的な動きみたいなものがあるのでしょうか、典型的な事案とでもいうのでしょうか。

委員 参考までに、老人福祉施設協議会では、県が作成した介護職員の派遣スキームに関わっております。基本的には事業所の中で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合において、濃厚接触となった場合には2週間の自宅待機等があります。その中で介護職員等が不足する場合においては、県を通じて老人福祉事業協会が調整して介護職員等を各地の事業所から派遣するというスキームが出来上がっております。ただ、まだ該当するような事案はありません。あくまでも県が主体となっておりますが、市内事業所で発生した場合はご協力をよろしくお願いします。

委員長 説明ありがとうございます。

委員 入所者が感染した場合、どのようになるのですか。

委員 県から聞いている内容として、高齢者の新型コロナの感染者、または濃厚接触者については、入院になると聞いております。ただ、現実問題として市内医療機関には4床程度しか感染対策の病室がないそうです。確か地域的には、赤穂市民病院と加古川医療センターだったか、感染対策の病室があるとは聞いておりますので、その中で対策していくのではないかと推測されます。

委員長 ありがとうございます。これは本当にあり得る、この冬にでもそのような事態が発生するかもしれませんので、それに対してどうなっているのだろうかという確認のご質問でした。今の説明でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

では続きましてどうぞ。今の質問に関してでしょうか。

委員 保健所でございます。今のやり取りに関連しますが、介護施設等で感染が発生した場合について、例えば、利用者で発生した場合、まずその人については入院治療を受けていただきます。入院先はもちろん市内・管内、近い医療機関から調整しますが、

そこがもし満床であれば、先ほど加古川という言葉も出ましたが、できれば姫路とか、なるべく近い医療機関で入院治療を受けていただくということになります。

一方、施設職員の人で発生した場合にも、その人は入院治療を受けることになりませんが、恐らく施設内の職員及び利用者の中に複数の濃厚接触者が発生するだろうと思います。介護施設では手を添えての支援がほぼ必須になりますので、その場合、濃厚接触者は原則2週間の待機となり、その間に検査を受けていただく、検査で陰性が確認された場合であっても、濃厚接触であれば潜伏期である2週間は発症の恐れに備えて就業を制限されることになります。先ほど県の協力スキームという言葉が出てきましたが、つまり1つの法人内で代替の職員が調達できない場合、老人福祉事業協会の支援の下、総合応援という流れになっていきます。

ここからはお願いになりますが、公的・民間を問わず、施設におかれては、嘱託医と、日頃からの入所者や職員の健康管理と併せて感染対策・感染防御ということについて相談するなど、感染対策について医療機関との相談を行っていただきたいです。もちろん保健所も相談があればアドバイスをさせていただきます。

感染に関するマニュアルについて、幾つかの施設が作成した分を見ましたが、予防については、物品・備蓄のことを含めてかなり詳しく書き込んでいますが、いざ利用者に、あるいは職員の中から陽性者が発生した場合の動きについては、心もとないマニュアルが多いように見受けられますので、老人福祉事業協会からもマニュアルの点検を呼び掛けていただければ大変助かります。マニュアル作成で疑問点があれば、身近な地域の医師方、あるいは保健所にご相談をかけていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

委員長 ありがとうございます。

先の委員からの質問に関しては、今のご説明でよろしいでしょうか。今検討している第4章のことと関連して、感染者が発生した際のマニュアルや、その対応の整備についてお願いしたいという要望がありました。この第4章のことについて、今はこれでよろしいかという検討ですが、付随した内容のお願いが出ましたので、どうぞよろしくお願いします。

他に何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。

委員 61ページの主な生活支援サービスについて、2点お伺いします。

先ほど新型コロナ感染症の話がありましたが、コロナに限らず、この冬は有熱者・発熱者の方が結構発生すると思います。それで高齢者のみの世帯等、自分で運転できない、家族がいない方がいると思いますが、救急車を呼ぶほどでもない場合、タクシーを利用したくても熱がある人となると、タクシーの利用が難しいなど、色々あると思います。なので、例えば発熱タクシーというか、発熱があっても運んでもらえるような交通手段について、市で何か作ってもらえるとすごくありがたいなと思います。

実際問題でいうと、かかりつけ医等の医師が電話で相談を受け、どうしようもなく、

自分で運んだりすることも内々であるそうなので、もし可能であれば、市で何か、例えばタクシー会社への助成とか、発熱があっても運んでもらえるようなタクシーが1台ぐらいあればいいと思っています。

2点目は、首相交代後にデジタル庁の創設が示され、コロナの時代に入ってデジタル化がすごく進んでいます。高齢者においても、国勢調査もデジタル化で簡単にできたわけですが、デジタル化の対応を助けてもらえるような市の支援サービスがあると思います。デジタル化となるといい面も悪い面もありますから、安心して相談できるところがあるといいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上2点、発熱したときの移動手段、それとデジタルの活用への支援という件です。

事務局 今ご提案いただきました、発熱の折のタクシー利用ですとか、デジタル化に対して高齢者が安心して使えるような市としての施策を考えてほしいというご要望だったかと思います。市としても、ご意見として頂戴して、今後何か取り組めることがあればというところでお収めいただければと思います。

委員長 予算も当然関係することですので、ただ発熱の折の対応、あるいはデジタル化ということは現実問題としてありますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。
他、何かご質問・ご意見ありましたら。はい、お願いします。

委員 これは、質問というよりもお願いとして捉えていただけたらと思います。
45～46ページにかけて、福祉避難所の設置となっております。先ほどお話にもありましたように、まず一次的に高齢者の方も一般の方も一緒に避難所に避難を行い、特別に配慮を要する方につきましては福祉避難所に避難を行うこととなります。しかしながら、福祉避難所では当然介護を提供するわけではなく、バリアフリーになっている場所の提供ということで、考えております。しかしながら、要配慮者の家族も来ること、また新型コロナウイルス感染症等対策として間仕切り、段ボールベッド等の資材の需要も想定されますが、それに対応できる備品の資材の備蓄ができてない施設が多いのではないかと思います。それにつきまして、市に何らかの支援をお願いしたいと思います。

これもまたお願いなのですが、68ページの赤穂市老人福祉施設協議会との連携ということで、情報提供であるとか質の向上となっておりますが、しかしながら金銭的支援が年々徐々に減ってきて、一番最初は10万円ほどでしたが、1割減の9万円、その後は8万1,000円、今年は7万3,000円となりました。さらなる質の向上等を図ってまいりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 今の2点は要望というか、お願いということでした。
今日は第4章の内容について、承認いただけるかということで協議をしております。承認するか否かということに関連して、何かこのところはもし承認する、賛成

するという上で確認しておきたいこと、あるいは何でも構いませんので、ありましたらお願いします。

委員 お尋ねします。ページ数ではないのですが、今後ますます高齢者が増えると免許証の返納が増え、通院や買物への運転以外の移動手段の需要が増えると思われま。社会福祉協議会の移送サービスで車いすの方の移送手段があること、地域で買物等の移動支援の取組をしているところもあると聞いています。

その点が1つと、66ページに多様な人材の参入と推進とありまして、介護現場全体の人手不足対策と示されていますが、これから高齢者が増え、ますます人手が不足すると思われまますが、それについて何かもう少し考えがあるのかということをお願いします。

委員長 両方とも非常に大きな問題ですが、まず前者ですね。移動の手段として、これまで車を運転していたけれど少し自信がなくなった等で免許証を返納している高齢者がいる。そのような現実に対して市からのサポートするような取組の検討等、あるのかということがまず1点です。この担当部署はどちらになりますか。

事務局 高齢者の移動・移送手段の確保についてですが、市として公共交通の取組の中などでいろいろ取り組んでいこうとしているところです。社会福祉課での情報としては、そのあたりというところで、今すぐにお答えできなくて申し訳ないのですが、ご理解いただければと思います。

委員長 今日の理念のところSDGsの話があつて、誰も取り残さないという基本的な考えがある、その考えを理念として取り入れるということであれば、交通手段を失った人を取り残さないで社会生活ができるようにということは考え方としては必要だと思ひますので、どうぞご検討をよろしくおひねいします。

もう1点は、これこそ大きな課題ですが、介護人材の確保です。育成の前に、人材の確保に関して市として何かお考えがあれば聞かせていただきたいということです。

事務局 介護人材確保につましまして、高齢者の方が増えて、介護現場の人手不足というところですが、実際に介護事業所等の人手不足という側面と、また事業所ではなくて実際に地域で介護認定を受けていなくても困っておられる方々への介護の手が不足している側面だと思ひます。今考えておりますのは、介護保険の給付だけではなく、実際に地域で生活している方に対して何かアプローチができないかというところで、まだ高齢といえども元気な方がたくさんおられますので、そういう方々にアプローチ、おひねいすることによって、例えばボランティアとか、介護支援ボランティア・ポイント制度を利用した活動とか、ボランティア・ポイント制度とは65歳以上の方を対象と

しており縛りになっていますが、そういう内容をもっと幅を持たせて活動できないかと。活動の場が今、介護事業所のみになっていますが、もっと地域に広げていけないかというところで人材を広げていくということを考えております。

委員長 実際には施設で働いている人の人材確保という問題と、働いているのではないけれど地域で実際に介護をしている、今、介護をしている人が働かないといけないから若い世代が介護をせざるを得ないということも問題になっていますが、そのような広い意味での人材のことは市として当然考えていかないといけないことですので、今のご質問を受けてご検討いただければと思います。

この件に関して、あるいは他のことでも結構ですが、何かありますか。

委員 直接、事業計画との関係ではないのですが、文章の表現なり字句等について気になる箇所がありましたので、ご検討願いたいと思います。

また、53ページの介護保険外入所施設・養護老人ホームについて、養護老人ホームは措置という制度があるかどうかを参考に聞きたいと思います。

事務局 今委員がおっしゃったように、養護老人ホームは措置という制度になっております。

委員長 ありがとうございます。続きまして、次の委員、どうぞ。

委員 先ほどの66ページの介護現場全体の人材不足対策について、老人福祉事業協会では、中学生対象の出前講座を兵庫県下の中学校にお願いをして行っています。赤穂市においては赤穂東中学校で一度開かれたきりです。若いうちから高齢者の介護の現場を知ってもらいたい、中学生が施設に来るよりも、中学校に施設職員等が出向いた講座を開いてほしいという要望は以前からさせていただいておりますが、なかなか開かれることがありません。要望時の教育関係部署のお話によると、介護の現場だけが人材不足ではないというご返答をいただきました。けれども、もしよろしければ出前講座をさせていただきたいことを要望として上げさせていただきます。以上です。

委員長 それでは他はいかがでしょう、時間が押しておりますので。はい、どうぞ。

委員 先ほどの話と同様で、66ページの人材にどうしてもこだわってしまうのですが、本委員会の第1回目のときに、人材の確保、育成に取り組むという言葉が入ったことがすごく嬉しかったのですが、今の説明の中で、元気な高齢者が介護の人材を担っていくよう養成する方向性はいいと思いますが、実際、30代、40代等の介護人材もかなり不足しております。例えば、社会福祉協議会ではヘルパー事業所を運営していますが、今の中心メンバーは50代、60代です。70代も多く在籍しておりま

す。このままの状態では10年後、15年後にはヘルパー事業所を閉鎖しなくてはならなくなると冗談で言っている状況です。

66ページの内容でしたら、生活支援サポーター養成講座や地域の困りごと応援隊というのは、あくまでこれはボランティアで、ちょっとした困りごとを応援するもので、介護人材の確保とまでは言えないと思いますし、「②多様な人材の参入と推進」では、ボランティアへの関心を高めるとなっています。ボランティアではなくて介護人材を育成する方向を少しでも入れていただけたらということが要望であります。

あと、細かいのですが、40ページ「①地域包括支援センター」の今後の方向性において、説明ではあったのですが、「3職種以外の配置～」という表現があります。3職種とは保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員だと思いますが、3職種と書かれると、分かる人には分かるのですが、分からない人には分からないと思うので、括弧書き等で入れられたらどうかという提案です。

最後、もう1点だけ。45ページの福祉避難所についてですが、福祉避難所は7か所ありますが、この7か所は全て社会福祉法人が運営しており、社会福祉法人としては赤穂市社会福祉法人連絡協議会を平成30年11月に設立いたしました。市内10か所の社会福祉法人が連携して地域の広域的な活動をできないかということをお話し合っています。その中で昨年、災害時の社会福祉法人の役割等について検証を行いまして、その中で市の危機管理部署にお越しいただいて検証を行いました。そこで、赤穂市の今の問題として、福祉避難所の運営マニュアルの赤穂市版がないということになり、市の危機管理部署にたたき案の作成をお願いしております。先日、市の危機管理部署と話したところ、今作成中とのことだったので、どのような文言になるかわかりませんが、福祉避難所の運営マニュアルの整備をするということも、実際に取り組まれているので、盛り込んではいかがでしょうかと思いましたので提案させていただきます。以上です。

委員長

以上4点のご意見について、何かありますか。例えば、最後のご意見の運営マニュアルについては、もう計画に盛り込むようにしますとか、もし今すぐお答えできるものがあればお答えいただく、特に即答できるものがなければご検討いただくということになります。特に66ページの介護人材の確保に関しては、今日の会議で複数の意見が出ていまして、その中で資料に記載されているのはボランティアの育成で、実際の介護現場に対する育成とはなっていないのではないかと、であるとすれば、そもそもこれは介護人材の育成について、ボランティアももちろんそうですが、もっと対応が必要ということで、介護の現場で働いている人もという内容をやはり入れる必要があるのではないかというご指摘ですが、これについて何かご回答がありましたらお願いしたいと思います。

事務局

介護人材の確保という内容をご意見を多くいただきましたので、少しここの部分、

工夫をさせていただきたいと考えております。それと1点、福祉避難所のマニュアルの件、関係課と調整をしたいと思っております。

委員長 どうぞよろしくお願いいたします。それでは、大体の予定時間は1時間半なのですが、この件に関しては確認しておきたいということがありましたらご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これは協議ということで、今説明をいただき、そしていろいろとご意見をいただいた件、まずこの説明していただいたことに関してご承認いただけるかということで、この承認とは別に今回の会議でいろいろとご要望が出ましたので、その要望についてはまた前向きに検討をいただければと思っております。

では、こちらの第8期計画（素案）第4章について、承認をしていただける方は挙手をお願いいたします。

【委員一同挙手】

委員長 どうもありがとうございます。では、第8期計画（素案）第4章については、承認とします。他に何かご意見はありませんでしょうか。

【委員より質問・意見等なし】

では、ないようですので、次第にその他となっております。こちらについて、事務局から説明をお願いします。

4. その他

【事務局より今後のスケジュール連絡】

5. 閉会

委員長 それでは、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。これをもちまして本日の会議を終わりにいたします。

(終了)